

ゴールドエイジ認知症介護基礎研修等養成事業の学則

(事業の目的)

第1条 認知症介護に携わる介護従事者が認知症について十分に理解し、それぞれの高齢者の状態に応じた適切なケアができるよう認知症介護の基本について研修を実施することにより、認知症ケアの質の向上を図ることを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第2条 本研修は、ゴールドエイジ株式会社が運営する。

所在地は愛知県名古屋市中村区名駅3丁目11番22号 IT名駅ビル1階に置く。

(養成事業の名称)

第3条 認知症介護実践者等養成研修について下記のとおりとする。

1 認知症介護基礎研修

(実施過程及び方法)

第4条 実施過程及び方法は下記のとおりとする。

- 1 認知症介護基礎研修は、認知症介護に携わる者が、認知症について十分に理解し、認知症の人や家族の視点などを重視しながら、本人主体の介護を実践する上で基礎的な知識や技術を習得し、実践する際の考え方を習得する。
研修の受講義務付けに伴い、受講対象者の負担に配慮したeラーニングにより行うものとする。また、受講者がeラーニングによる受講が難しい場合は講義・演習を行う。(ハイブリット研修)

(養成課程、研修日程及び受講定員)

第5条 eラーニング研修課程

認知症介護基礎研修の研修日程については、受講募集時に配布するカリキュラムのとおりとする。

講義・演習課程

認知症介護基礎研修の研修日程については、受講募集時に配布するカリキュラムのとおりとする。

- 1 認知症介護基礎研修は、年4回開催し、講義150分eラーニングで実施する。
面接講義・演習での科目は講義180分「認知症の人と理解と対応の基本」及び演習180分「認知症ケアの実践上の留意点」とする。
定員は1回開催にあたり60名とする。

(受講対象者)

第6条 認知症介護基礎研修の受講対象者は、三重県内の介護保険施設・事業所等が当該事業を行う事業所において介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等とする。

(受講料)

第7条 認知症介護基礎研修受講費用は以下のとおりとする。

1 認知症介護基礎研修 受講料 3,000円

研修テキストは受講者の任意購入として受講案内時に提示する。

(受講申し込み手続き)

第8条 ゴールドエイジ株式会社が定める指定の期日までに指定の受講申込書に必要事項を記載し提出する。先着順により受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。受講決定通知を受け取った受講予定者は指定の期日までに受講料を納入する。支払いに伴う手数料は受講予定者の負担とする。

(受講申し込み締め切り)

第9条 受講募集時に配布する募集要項に記載する。ただし、申し込み締め切り以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、当校の判断により申し込みを受け付けることができることとする。

(受講の決定)

第10条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入を持って受講の決定とする。

(受講の手続き)

第11条 受講料は受講決定通知が届いてから原則2週間以内に納入しなければならない。2週間以内納入が確認できない場合は、当校は受講辞退として取り扱うことができる。

(研修カリキュラム及び担当講師)

第12条 研修カリキュラムは、国標準カリキュラムと同一とする。
講師は、事前に配布する研修日程表のとおりとする。

(研修修了の認定方法)

第13条 認知症介護基礎研修のカリキュラムの全日程を指定期間中に視聴受講し、視聴講義に課題を提出することとする。提出課題において、当校が適切と認めた者。
面接講義・演習時の認知症介護基礎研修のカリキュラム全日程を出席し、講義・演習後に課題を提出することとする。提出課題において、当校が適切と認めた者。

(受講料の返還)

第14条 申し込み者の自己都合のより研修期間開始日前に受講辞退を行う場合は、当法人へ連絡し辞退届けの提出をもって受理致します。その際にはキャンセル料が発生する。
返還する際の振込手数料は受講予定者負担とする。

辞退届けを提出した日	キャンセル料
研修当日	100%
研修前日	50%
研修 6 日前	30%
研修 7 日前	なし

(受講中の取消)

第 15 条 申込者の自己都合により辞退した場合、受講料は返金しないものとする。
以下に挙げる者については、受講を取り消すことができるとともに受講料は返金しないものとする。

1. 連絡もなしに視聴受講しなかった者
2. 連絡もなしに面接講義・演習を受講しなかった者
3. 当校に提出した申し込みの記載事項の全部、又は一部に虚偽があった場合

(募集方法)

第 16 条 認知症介護基礎研修の受講生募集は、ホームページ掲載、FAX、メールの送付により募集する。

(募集開始日)

第 17 条 認知症介護基礎研修の募集開始は、研修開始の一か月前までに行う。

(修了証書の交付)

第 18 条 第 13 条により認定された者は、当校が「三重県認知症介護実践者等養成事業実施法人指定要綱」に定める修了証書を交付する。

(苦情処理)

第 19 条 認知症介護基礎研修に関する苦情に対して、苦情窓口を設置し適切に対応するものとする。

(個人情報について)

第 20 条 認知症介護基礎研修で知り得た受講生の個人情報を本研修に関する連絡や当日配布する受講者名簿作成のために利用いたします。個人情報の収集目的を超えた利用及び提供は、個人情報保護条項で定める場合を除き一切致しません。

(その他研修に係る留意事項)

第 21 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するとともに受講者の不利益にならないように最善の措置を講じることとする。

(附則)

第22条 この学則は2023年4月1日から施行する。